

## 【ポイント】

- 昨18日午後4時30分から、新型コロナウイルスの拡散を制御するために発出された外出禁止令は、本19日午前8時に一時解除。
- 同外出禁止令は、本19日午後2時から再発令予定。
- 空港への移動の際には、必ずパスポートとEチケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。

## 【本文】

1 昨18日、スリランカ政府は、新型コロナウイルス拡散防止措置として以下の地域に外出禁止令を発出しました。

・プッタラム (Puttalam) 警察管区:

Puttalam, Anamaduwa, Kalpitiya, Karuwalagaswewa, Mundalama, Nawagattegama, Pallama, Vanathavilluwa, Udappuwa, Norachcholai, Saliya Wewa

・チラウ (Chilaw) 警察管区:

Chilaw, Dankotuwa, Koswatta, Madampe, Marawila, Wennappuwa, Arachchikattuwa

・ニゴンボ (Negombo) 警察管区:

Kochchikade

2 この外出禁止令は、本19日午前8時に一時解除されましたが、同日午後2時から再発令される予定ですので、当該地域に滞在されている方におかれては、引き続きスリランカ側の発表に注意し、外出を控えてください。

3 その他の地域については、現時点で外出禁止令に関する情報はありますが、今後外出禁止令の対象地域が拡大される可能性も排除されませんので、スリランカ側の発表に注意してください。

4 他方、外出禁止令の発令中、空港へ移動する場合は航空券を提示することで移動を許可するとしていますので、空港へ移動する際は、必ずパスポートとEチケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。

5 引き続き人混みを避け、手洗いなどの感染症対策に努めてください。

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

メール：[ryoujivisa@co.mofa.go.jp](mailto:ryoujivisa@co.mofa.go.jp)

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>